1 大阪市防災・減災条例

第１章 総則

（目的等）

第１条 この条例は、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災・減災に関し、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、災害予防・応急対策及び災害復旧・復興対策に関し必要な事項を定めることにより、総合的、計画的かつ効果的な防災・減災対策の推進を図り、もって災害に強いまちの実現に資することを目的とする。

２ 防災・減災に関し、この条例に規定する事項について、法令又は他の条例に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害をいう。

⑵ 防災・減災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び被害を最小限にとどめ、並びに災害の復旧を図ることをいう。

⑶ 市民等 市民及び本市の区域内（以下「市内」という。）に滞在し、又は市内を通過する者をいう。

⑷ 自主防災組織 法第２条の２第２号に規定する自主防災組織をいう。

（基本理念）

第３条 防災・減災は、自らのことは自らが守るという自助の考え方、地域において互いに助け合うという共助の考え方及び行政が市民等及び事業者の安全を確保するという公助の考え方に基づき、本市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念として行われるものとする。

第２章 本市の責務

（本市の基本的責務）

第４条 本市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するために必要な防災・減災対策を講ずるよう努めなければならない。

２ 本市は、防災・減災対策の実施に当たっては、市民等、事業者、自主防災組織、国、他の地方公共団体及び公共的団体との連携及び協力に努めなければならない。

３ 本市は、防災・減災対策の実施に当たっては、女性、高齢者、障がい者等の多様な主体の参画を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

４ 本市は、防災・減災対策の実施に当たっては、法第８条第２項第 17 号に規定する要配慮者（以下「要配慮者」という。）に対して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（大阪市地域防災計画等の実施）

第５条 本市は、法第 42 条第１項の規定により作成された大阪市地域防災計画（以下「大阪市地域防災計画」という。）を総合的、計画的かつ効果的に実施するとともに、その実施状況を公表するよう努めなければならない。

２ 区長は、大阪市地域防災計画に基づき、各区の特性に応じた区地域防災計画（当該区の区域に係る防災・減災に関する計画をいう。以下同じ。）を作成し、計画的かつ効果的にこれを実施するとともに、その実施状況を公表するよう努めなければならない。

３ 本市は、大阪市地域防災計画及び区地域防災計画を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（業務継続計画）

第６条 本市は、災害が発生した場合における市民生活の安定を図るため、業務継続計画（災害が発生した場合において優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期の再開を図るために必要な手段、体制等を定める計画をいう。以下同じ。）を作成するとともに、当該業務継続計画に係る訓練等を実施し、その実施状況を検証し、当該業務継続計画の見直しを行うよう努めなければならない。

（本市職員の責務）

第７条 本市職員は、基本理念にのっとり、防災・減災対策に関する知識及び技術の習得に努め、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに、防災・減災対策に関する必要な業務に従事し、市民等の生命、身体及び財産の保護に努めなければならない。

第３章 市民の責務

（市民の責務）

第８条 市民は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、防災・減災に関する知識の習得その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加、災害時における相互の協力体制の構築のための自主防災組織の結成その他の防災・減災の取組を行うよう努めなければならない。

２ 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じて当該地域に係る防災・減災に関する計画を作成するよう努めるとともに、防災訓練その他の自主防災活動の推進に努めなければならない。

３ 市民及び自主防災組織は、本市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

第４章 事業者の責務

（事業者の責務）

第９条 事業者は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、消火、救助等のための防災資機材の整備その他の災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加その他の防災・減災の取組を行うよう努めなければならない。

２ 事業者は、基本理念にのっとり、防災・減災及び災害が発生した場合における事業の継続又は早期の再開に関する計画を作成するよう努めなければならない。

３ 事業者は、本市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

第５章 災害予防・応急対策

（発生が予想される災害の調査等）

第 10 条 本市は、市内において発生が予想される災害及び災害の防止に関する調査を行い、防災・減災対策に反映させるよう努めなければならない。

（他の地方公共団体及び事業者との協定の締結）

第 11 条 本市は、災害の拡大を防止するため、あらかじめ、他の地方公共団体と相互応援に関する協定を締結するよう努めなければならない。

２ 本市は、災害が発生した場合において、食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の確保、緊急輸送等の確保並びに施設及び設備の応急の復旧が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、関係事業者の協力の確保に関する協定を締結するよう努めなければならない。

（自主防災活動への支援）

第 12 条 本市は、市民、事業者及び自主防災組織の自主防災活動への支援を行うよう努めなければならない。

（ボランティア活動への支援）

第 13 条 本市は、ボランティア活動を行う団体との連携を図るとともに、災害が発生した場合において、当該団体の活動が円滑に行われるよう、環境の整備に努めなければならない。

（防災・減災に関する知識の普及等）

第 14 条 本市は、市民及び事業者が防災・減災についての理解と関心を深めることができるよう、防災・減災に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。

２ 本市は、市民及び事業者に対して、学校教育及び社会教育における防災・減災に関する教育の実施に努めなければならない。

（防災訓練等の実施）

第 15 条 市長等（市長その他の本市の執行機関をいう。以下同じ。）は、本市職員の防災・減災対策に関する能力の向上を図るため、本市職員に対する防災訓練、防災

研修等を行うよう努めなければならない。

2 自主防災組織は、毎年１回以上、防災訓練を行うよう努めなければならない。

3 市民は、市長等又は自主防災組織が行う防災訓練に参加するよう努めなければならない。

4 事業者は、市長等又は自主防災組織が行う防災訓練に参加するよう努めるとともに、防災訓練を行うよう努めなければならない。

（建築物等の耐震性等の確保）

第 16 条 本市は、その所有し、又は管理する建築物、堤防、橋梁、上下水道その他の施設の地震に対する安全性を確保するため、当該施設について耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）を行うよう努めるとともに、必要に応じて耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。）等を行うよう努めなければならない。

2 本市は、建築物の地震に対する安全性を確保するため、市民及び事業者が行う建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 本市は、地震による火災を予防するため、感震ブレーカー(一定以上の大きさの地震動を感知した場合に自動的に電気回路を電源から遮断する機能を有する装置をいう。)の普及を促進するための措置を講ずるよう努めなければならない。

4 本市は、地震により火災が発生した場合における当該火災による被害の拡大を防止するため、建築物の不燃化その他の市街地の防災構造の改善に努めなければならない。

5 市内の建築物を所有し、又は管理する市民、事業者等は、当該建築物、道路に沿って設けられている当該建築物の門、塀その他これらに類する工作物及び当該建築物内部におけるエレベーターその他の設備の地震に対する安全性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 市民、事業者等は、地震による家具等の転倒を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（広告塔等の落下等の防止）

第 17 条 市内の広告塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている工作物（以下「広告塔等」という。）を所有し、又は管理する市民、事業者等は、地震、暴風等による当該広告塔等の落下及び倒壊を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（豪雨による浸水の防止）

第 18 条 本市は、その所有し、又は管理する施設について、豪雨による河川氾濫による浸水及び豪雨による内水氾濫による浸水（下水道施設の処理能力を超える雨

量のため生じる浸水をいう。）（以下これらを「豪雨による浸水」という。）の被害を防止し、又は軽減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２ 市内の施設を所有し、又は管理する市民、事業者等は、当該施設における豪雨による浸水の被害を防止し、又は軽減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難に関する情報の提供等）

第 19 条 市長は、災害の発生に備え、市民等、事業者及び自主防災組織に対し、災害から身を守るために緊急に避難する場所として市長が指定する場所（以下「避難場所」という。）及び災害により自宅に留まる事ができない市民等が一時的に避難生活を行う場所として市長が指定する場所（以下「避難所」という。）の名称、位置その他避難するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

２ 本市は、災害の発生に備え、迅速かつ的確に災害に関する情報、避難の指示等を市民等、事業者及び自主防災組織に提供し、又は伝達するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

３ 市長は、法第 60 条第１項の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める市民等及び事業者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

４ 本市は、災害が発生したときは、市内における被害の状況を速やかに把握するため、自主防災組織に対し、地域における被害の状況に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

５ 市民、事業者及び自主防災組織は、あらかじめ、避難場所、避難所、避難経路等の確認に努めるとともに、災害に関する情報の収集手段の確保に努めなければならない。

６ 市民、事業者及び自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、自ら積極的に災害に関する情報の収集に努めるものとする。

（津波等による浸水からの避難対策）

第 20 条 市民及び自主防災組織は、避難場所のほか、地域の特性に応じ、施設を所有し、又は管理する事業者の協力を得て、あらかじめ、津波及び豪雨による河川氾濫による浸水から避難することができる場所の確保に努めなければならない。

２ 津波等浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第１項若しくは第２項の規定により指定された洪水浸水想定区域、同法第 14 条の２第１項若しくは第 2 項の規定により指定された雨水出水浸水想定区域若しくは同法第 14 条の３第１項の規定により指定された高潮浸水想定区域又は津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第８条第１項の規定により設定された津波があった場合に想定される浸水の区域をいう。以下同じ。）及びその周辺

に事業所その他の施設を所有し、又は管理する事業者は、法第 60 条第１項の規定による指示に基づき従業員等の避難が円滑かつ迅速に行われるよう、あらかじめ、安全が確保できる場所の確保に努めなければならない。

３ 津波等浸水想定区域及びその周辺に事業所その他の施設を所有し、又は管理する事業者は、津波及び豪雨による河川氾濫による浸水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前項の場所に避難者を受け入れるよう努めるものとする。

４ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する事業者は、避難訓練その他当該地下街等の利用者及び従業員の津波、豪雨による浸水又は高潮の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難所の運営）

第 21 条 本市は、災害の発生に備え、避難所に防災資機材及び備蓄物資を配備し、その機能の充実に努めなければならない。

２ 本市は、避難所の運営に関し、あらかじめ、避難所となる施設の管理者及び関係者、自主防災組織、事業者等との連携を図り、災害時の避難所の運営に係る協力体制を整備するよう努めなければならない。

３ 市民等は、災害が発生したときは、避難所の運営に協力するよう努めるものとする。

（要配慮者への支援）

第 22 条 本市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の支援に関する計画を作成しなければならない。

２ 本市は、自主防災組織における避難行動要支援者に対する避難支援の取組が地域の特性に応じ効果的に行われるよう、自主防災組織に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

３ 本市は、福祉避難所（通常の避難所においては生活に支障を来す要配慮者のために、特別の配慮がなされた避難所をいう。）の指定を行うよう努めなければならない。

４ 自主防災組織は、災害が発生した場合において、避難行動要支援者の安否の確認、救出及び救護を迅速に行うことができるよう、あらかじめ、避難行動要支援者との交流等による当該避難行動要支援者に関する情報の収集及び更新並びに避難行動要支援者の避難の支援に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を

講ずるよう努めなければならない。

5 避難行動要支援者は、近隣住民との交流を行うよう努めるとともに、自主防災組織が行う前項の措置に協力し、又は参加するよう努めなければならない。

（物資の確保）

第 23 条 市長等は、災害の発生に備え、飲料水の供給のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、食糧、毛布その他の生活関連物資の確保に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、災害の発生に備え、食品、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めなければならない。

（緊急輸送の確保）

第 24 条 本市は、大阪府公安委員会が法第 76 条第１項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、市民等、事業者及び自主防災組織に対し、通行禁止等に係る道路の区間（同項に規定する道路の区間をいう。）その他必要な事項を周知し、緊急輸送の確保に努めるものとする。

2 市民等、事業者及び自主防災組織は、災害が発生したときは、避難するためやむを得ない場合を除き車両を使用しないようにし、緊急輸送の確保に協力するよう努めるものとする。

（帰宅困難者対策）

第 25 条 本市は、災害が発生した場合において公共交通機関の運行の停止等により徒歩で容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）が生じることによる混乱、事故の発生等を防止するため、あらかじめ、帰宅困難者対策を推進するための団体の結成及び当該団体の活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 本市は、帰宅困難者が一斉に帰宅することを抑制するために、帰宅困難者に対する情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 帰宅困難者となるおそれがある者は、災害の発生に備え、あらかじめ、家族との連絡手段の確保、徒歩による帰宅経路の確認その他の必要な準備を行うよう努めなければならない。

4 帰宅困難者は、むやみに移動しないよう努めるとともに、本市及び事業者が行う帰宅困難者対策に協力するよう努めるものとする。

5 事業者は、災害が発生したときは、従業員等が一斉に帰宅することを抑制するため、その所有し、又は管理する事業所その他の施設の安全性及び周辺の状況を確認し、従業員等に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6 事業者は、災害が発生したときは、その所有し、又は管理する事業所その他の施設の周辺において、多数の帰宅困難者が生じることによる混乱、事故の発生等を

防止するため、本市及び他の事業者等との連携及び協力に努めるものとする。

7 鉄道事業者その他の公共交通事業者は、その管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じたときは、その管理する施設の安全性及び周辺の状況を確認し、当該施設内での待機に係る案内その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第６章 災害復旧・復興対策

（災害復旧・復興対策）

第 26 条 市長等、道路管理者（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第１項に規定する道路管理者をいう。）及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む事業者は、大阪市地域防災計画に定めるところにより、相互に連携して災害復旧を実施しなければならない。

２ 事業者は、災害により甚大な被害を受けたときは、その所有し、又は管理する施設及び設備の早期の復旧並びに事業の早期の再開に努めるものとする。

３ 本市、市民及び事業者は、災害により甚大な被害を受けたときは、相互に協力し、災害からの速やかな復興に努めなければならない。

第７章 雑則

（補償）

第 27 条 本市は、第 11 条第２項の協定に係る業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）その他の法令の規定による補償が行われるときを除き、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、消防協力者等損害補償条例（昭和 41 年大阪市条例第 31 号）に定める消防協力者等に対する損害補償の例により、補償を行うことができる。

（功労者表彰）

第 28 条 市長は、防災・減災に従事したもので、防災・減災に関し著しい功労があったものを表彰することができる。

（施行の細目）

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成 27 年２月１日から施行する。

附 則(令和８年３月２日条例第５号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 災害時避難所・一時避難場所一覧

名　称	避難可能人数(人)	受入可能人数(人)		所 在 地
		A ※1）	B ※2）	
育和小学校	2,000	1,520	1,269	杭全 4-10-12
桑津小学校	2,600	1,610	1,348	桑津 5-13-13
北田辺小学校	2,000	1,190	761	北田辺 3-11-14
今川小学校	2,000	1,390	1,242	今川 4-24-4
田辺小学校	1,000	1,290	1,138	田辺 2-3-34
南田辺小学校	1,500	1,480	1,224	南田辺 4-3-4
東田辺小学校	2,500	1,240	1,108	東田辺 2-14-6
南百済小学校	3,000	1,100	988	湯里 1-15-40
湯里小学校	1,000	970	862	湯里 6-8-3
鷹合小学校	1,500	1,200	1,023	鷹合 3-12-38
矢田北小学校	4,000	1,670	1,639	照ヶ丘矢田 2-1-55
矢田東小学校	2,600	1,690	1,535	住道矢田 2-7-43
やたなか小中一貫校	6,400	3,230	3,088	矢田 3-4-27
矢田西小学校	4,000	1,890	1,708	公園南矢田 2-15-43
田辺中学校	1,500	1,260	1,136	南田辺 4-7-24
東住吉中学校	1,500	1,260	1,130	桑津 5-17-25
白鷺中学校	3,000	1,520	1,334	今川 1-2-21
中野中学校	2,000	1,650	1,513	中野 4-4-25
矢田中学校	6,500	1,820	1,608	住道矢田 9-7-55
矢田西中学校	3,300	1,420	1,258	公園南矢田 2-12-47
大阪医療大学	1,100	460	460	矢田 2-14-19
城南学園	1,500	700	700	照ヶ丘矢田 2-14-19
長居第２陸上競技場	－	350	350	長居公園 1-1
早川福祉会館	－	200	196	南田辺 1-9-28
東住吉支援学校	－	434	434	矢田５-１-22
東住吉スポーツセンター	1,700			公園南矢田 4-30-3
長居陸上競技場	－	1,250	1,250	長居公園 1-1

名　称	避難可能人数(人)	受入可能人数(人)		所 在 地
		A ※1）	B ※2）	
長居球技場	―	1,150	1,150	長居公園 1-1
山坂公園	3,900			山坂 2-19
育和公園	2,900			杭全 8-5
平野白鷺公園	25,900			今川 6-7
酒君塚公園	2,150			鷹合 2-5
駒川公園	3,550			駒川 2-3
鷹合公園	2,100			鷹合 4-5
桑津東公園	1,200			桑津 4-10
駒川北公園	1,250			駒川 1-20
桑津北公園	1,150			桑津 1-12
桑津公園	1,300			桑津 3-6
今川公園	4,450			今川 4-23
中野町公園	2,600			中野 1-8
南百済公園	1,050			中野 3-10
今林公園	5,500			今林 4-4
矢田公園	6,400			住道矢田 1-7
枯木町公園	2,300			公園南矢田 4-22
矢田東公園	650			住道矢田 2-11
矢田部公園	700			矢田 1-22
矢田西公園	700			公園南矢田 3-17
矢田河原田公園	650			住道矢田 6-8
枯木南公園	750			矢田 7-6
矢田住道公園	500			照ヶ丘矢田 3-11
うるし堤公園	5,300			今川 1-1
杭全西公園	1,050			杭全 4-3
田辺公園	750			駒川 3-10
北田辺公園	300			北田辺 1-8
わかば公園	550			今川 4-12

名　称	避難可能人数(人)	受入可能人数(人)		所 在 地
		A ※1）	B ※2）	
照ヶ丘矢田公園	1,650			照ヶ丘矢田 1-16
つくし公園	2,450			今川 4-1
矢田中公園	900			矢田 3-5
北田辺中公園	550			北田辺 3-6
矢田中中央公園	550			矢田 4-10
矢田６公園	1,650			矢田 6-9
大和川東公園	8,000			矢田 5-7
東田辺公園	700			東田辺 1-16
公園南小公園	1,050			公園南矢田 2-2
北田辺４公園	450			北田辺 4-2
湯里の森公園	1,250			湯里 5-7
田辺中公園	800			田辺 6-9
西浦池グラウンド	1,500			住道矢田 3-9
東田辺さくら公園	1,250			東田辺 1-11
東田辺中央公園	1,250			東田辺 3-4
針中野わくわく公園	850			針中野 1-16
今五児童遊園地	810			西今川 3-16
針中野東公園	700			針中野 4-12
住道南公園	868			住道矢田 9-1
矢田教育の森公園	10,969			矢田 5-7・8
合　計	175,997	34,944	31,452	

（令和８年６月 30 日現在）

※１）　A　下記、有効率から有効面積を算出し、有効面積 1.6 ㎡につき１人として受入可能人数を算出したものです。

- 普通教室　　１教室　　63 ㎡　有効率 70%
- 廊下　　１教室につき　20 ㎡　有効率 50%
- 屋内運動場　有効率 80%

※２）　B　Aから、居住不可能スペース（廊下・屋内運動場等）を除いて受入可能人数を算出したものです。

３ 水害時避難ビル一覧

名　称	避難可能人数(人)	所 在 地	備考
育和小学校	979	杭全 4-10-12	
桑津小学校	879	桑津 5-13-13	
北田辺小学校	663	北田辺 3-11-14	
今川小学校	836	今川 4-24-4	
田辺小学校	692	田辺 2-3-34	
南田辺小学校	837	南田辺 4-3-4	
東田辺小学校	585	東田辺 2-14-6	
南百済小学校	571	湯里 1-15-40	
湯里小学校	1,030	湯里 6-8-3	
鷹合小学校	596	鷹合 3-12-38	
矢田北小学校	1,764	照ヶ丘矢田 2-1-55	
矢田東小学校	856	住道矢田 2-7-43	
やたなか小中一貫校	2,999	矢田 3-4-27	
矢田西小学校	1,030	公園南矢田 2-15-43	
田辺中学校	954	南田辺 4-7-24	
東住吉中学校	1,135	桑津 5-17-25	
白鷺中学校	892	今川 1-2-21	
中野中学校	1,039	中野 4-4-25	
矢田中学校	1,397	住道矢田 9-7-55	
矢田西中学校	1,069	公園南矢田 2-12-47	
東住吉支援学校	2,900	矢田 5-1-22	
市営公園南矢田住宅２号館	55	公園南矢田 4-6	
市営長居東住宅１号館	402	矢田 1-15	
市営長居東住宅２号館	363	矢田 1-14	
市営長居東住宅３号館	374	矢田 1-13	
市営矢田中住宅１号館	234	矢田 6-11	
市営矢田中住宅２号館	141	矢田 6-11-2	

名　称	避難可能人数(人)	所 在 地	備考
市営矢田中住宅３号館	111	矢田 6-10-3	
市営矢田部住宅１号館	505	公園南矢田 1-18-20	
市営矢田部住宅２号館	432	公園南矢田 1-32-2	
市営矢田部住宅３号館	344	公園南矢田 1-31-3	
市営矢田部住宅４号館	330	公園南矢田 1-30-4	
市営矢田部住宅 15 号館	245	公園南矢田 1-12-15	
市営矢田部住宅 16 号館	246	公園南矢田 1-12-16	
市営矢田部住宅 17 号館	322	公園南矢田 1-23-17	
特別養護老人ホーム　ゆめあまみ	230	矢田 7-6-10	
在宅介護ステーション　せいりょう	80	公園南矢田 4-10-6	
障がい者支援施設　ヴァンサンクの郷	140	公園南矢田 3-13-22	
特別養護老人ホーム　くつろぎ	400	公園南矢田 1-4-17	
サービス付き高齢者向け住宅介護付き有料老人ホーム北田辺輝きの郷	108	北田辺 1-9-9	
市営矢田中住宅４号館	163	矢田 6-12-4	
市営住道矢田住宅１号館	703	住道矢田 3-1-1	
合　計	29,631		

（令和７年３月２８日現在）

4 防災行政無線同報系スピーカー設置場所一覧

設置場所	所 在 地	備　考
育和小学校	杭全 4-10-12	
桑津小学校	桑津 5-13-13	
北田辺小学校	北田辺 3-11-14	
今川小学校	今川 4-24-4	
田辺小学校	田辺 2-3-34	
今川学園	今川 3-5-8	
南田辺小学校	南田辺 4-3-4	
桑津公園	桑津 3-6	
南百済小学校	湯里 1-15-40	
湯里小学校	湯里 6-8-3	
鷹合小学校	鷹合 3-12-38	
駒川公園	駒川 2-3	
矢田東小学校	住道矢田 2-7-43	
矢田西小学校	公園南矢田 2-15-43	
やたなか小中一貫校	矢田３-４-２７	
山坂公園	山坂 2-19	
東田辺中央公園	東田辺 3-4	
長居公園南東	長居公園 1	植物園事務所 東側
長居公園相撲場	長居公園 1	長居公園 相撲場 北側
矢田河原田公園	住道矢田 6-8	
JR 百済貨物駅北西	今林 3-1-7	JR 百済貨物駅構内 北西角
東住吉区役所	東田辺 1-13-4	
枯木南公園	矢田 7-6	
矢田部公園	矢田 1-22	
中野町公園	中野 1-8	
今林公園	今林 4-4	

（令和７年３月２８日現在）

学校等 13 箇所、避難場所 11 箇所、区役所 1 箇所、駅 1 箇所　合計 26 箇所

５　東住吉区防災マップ

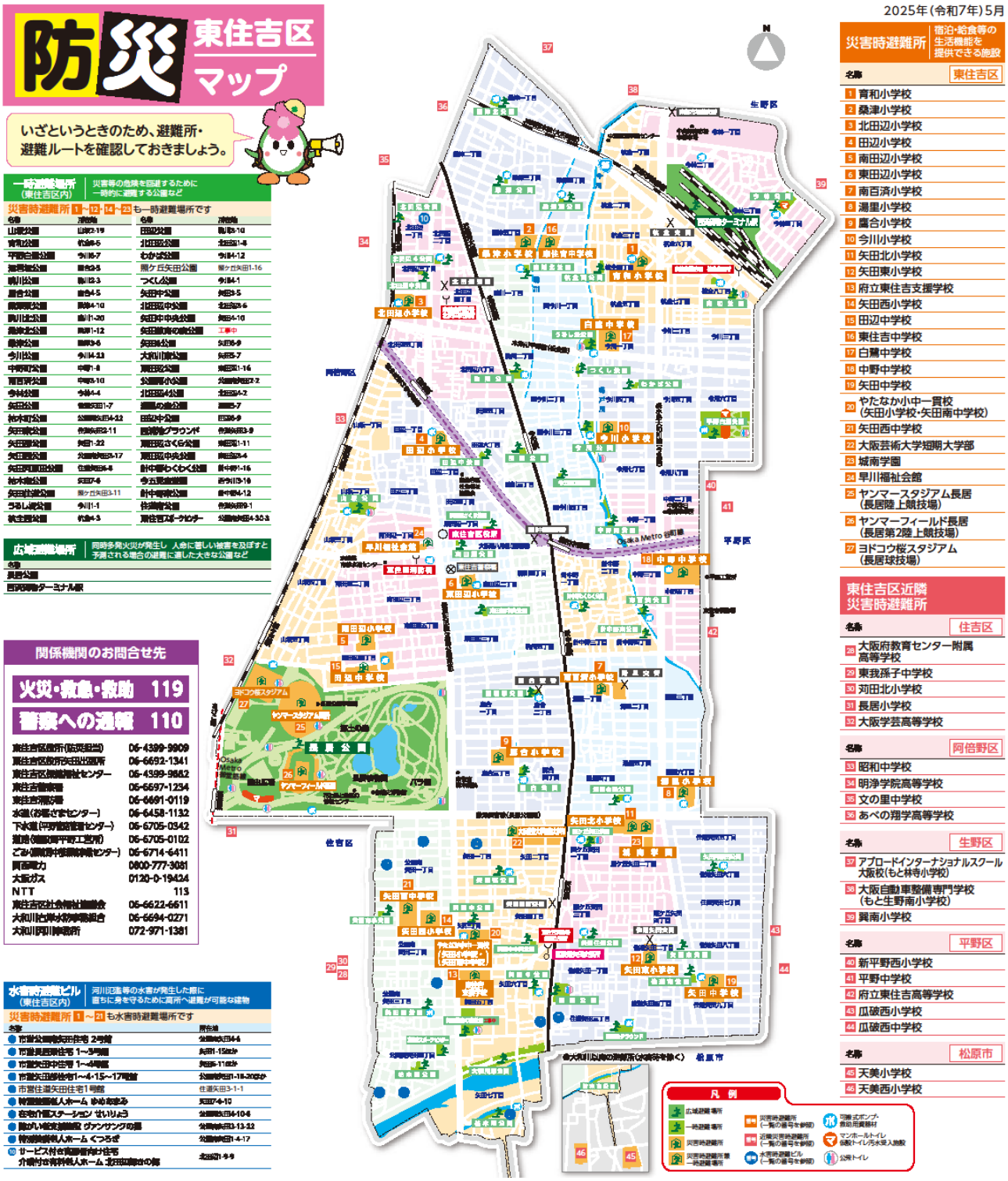
防災 東住吉区 マップ
いざというときのため、避難所・避難ルートを確認しておきましょう。
2025年（令和7年）5月
一時避難場所（東住吉区内）
災害等の危険を回避するために一時的に避難する公園など
災害時避難所 1～12・14～23 も一時避難場所です
広域避難場所
同時多発火災が発生し 人命に著しい被害を及ぼすと予測される場合の避難に適した大きな公園など
長居公園
関係機関のお問合せ先
火災・救急・救助 119
警察への通報 110
水害時避難ビル（東住吉区内）
河川氾濫等の水害が発生した際に直ちに身を守るために周辺へ避難が可能な建物
災害時避難所 1～24 も水害時避難場所です
災害時避難所
宿泊・給食等の生活機能を提供できる施設
東住吉区
1 育和小学校
2 桑津小学校
3 北田辺小学校
4 田辺小学校
5 南田辺小学校
6 東田辺小学校
7 南百済小学校
8 湯里小学校
9 鷹合小学校
10 今川小学校
11 矢田北小学校
12 矢田東小学校
13 府立東住吉支援学校
14 矢田西小学校
15 田辺中学校
16 東住吉中学校
17 白鷺中学校
18 中野中学校
19 矢田中学校
20 やたなか小中一貫校（矢田小学校・矢田南中学校）
21 矢田西中学校
22 大阪芸術大学短期大学部
23 城南学園
24 早川福祉会館
25 ヤンマースタジアム長居（長居陸上競技場）
25 ヤンマーフィールド長居（長居第2陸上競技場）
27 ヨドコウ桜スタジアム（長居球技場）
東住吉区近隣 災害時避難所
住吉区
28 大阪府教育センター附属高等学校
29 東我孫子中学校
30 苅田北小学校
31 長居小学校
32 大阪学芸高等学校
阿倍野区
33 昭和中学校
34 明浄学院高等学校
35 文の里中学校
36 あべの翔学高等学校
生野区
37 アプローディンターナショナルスクール大阪校（もと林寺小学校）
38 大阪自動車整備専門学校（もと生野南小学校）
39 巽南小学校
平野区
40 新平野西小学校
41 平野中学校
42 府立東住吉高等学校
43 瓜破西小学校
44 瓜破西中学校
松原市
45 天美小学校
46 天美西小学校
凡例

６　非常持ち出し品チェックリスト

あなたの防災対策をチェックしよう！

「非常持ち出し品や備蓄品などの準備」（大阪府）（令和6年11月13日時点）より

非常持ち出し品

●貴重品
□ 現金（公衆電話用に10円玉も）

●飲料水・非常食
□ 缶入り乾パン
□ 飲料水（500mlペットボトル）

●救急袋
□ 毛抜き □ 消毒薬
□ ガーゼ（滅菌） □ 包帯
□ 脱脂綿 □ ばんそうこう
□ 三角巾 □ 常備薬・持病薬など

●衛生用品
□ マスク □ アルコール消毒薬
□ 体温計 □ 台所用洗剤
□ 手洗い洗剤

●情報・照明
□ 携帯ラジオ
□ 懐中電灯（できれば1人に1つ）
□ ローソク
□ 携帯電話の充電器・モバイルバッテリー

●生活用品
□ ライター □ 十徳ナイフ
□ 軍手・手袋 □ ロープ
□ 簡易トイレ※1 □ トイレットペーパー
□ ティッシュペーパー
□ レジャーシート
□ サバイバルブランケット
□ タオル □ ウエットティッシュ
□ 筆記用具 □ 油性マジック（太）
□ 布製ガムテープ □ ポリ袋
□ ラップ（止血・食器覆い用）
□ 歯ブラシ・歯磨き粉・洗口液

個人や家庭の事情にあわせ備えを検討するもの

必需品・貴重品類
□ 預貯金通帳 □ 鍵（自宅・車等）
□ 予備メガネ・コンタクトレンズ等
□ お薬手帳 □ 義歯
□ 支援プラン（一人で避難することに不安がある方）
□ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート・在留カード・特別永住者証明書等）のコピー

赤ちゃん用品
□ 粉ミルク □ 哺乳瓶 □ 離乳食
□ おやつ □ スプーン □ 着替え
□ 洗浄綿 □ 紙おむつ □ ガーゼ
□ 毛布 □ バスタオル □ おしりふき
□ おんぶひも □ 玩具 □ 母子手帳
□ ベビーカー

高齢者用品
□ 予備メガネ
□ おむつ
□ 看護用品 □ 着替え
□ 持病薬
□ おしりふき

女性用品※2
□ 生理用品
□ サニタリーショーツ
□ おりものシート
□ 中身の見えないごみ袋
□ 防犯ブザー / ホイッスル

リュックサックなど両手が自由に動かせるものに入れておき、いつでもすぐに持ち出せる場所に置いておきましょう。
家族構成を考え必要最小限に絞り込み、一度背負ってみましょう。また、少なくとも年に一度は点検しましょう。

※あくまで目安です。自分で持って避難できる量にしましょう。

●家庭に備えておくもの

非常備蓄品

●飲料水・非常食
□ 飲料水（1人1日3ℓ目安に）
□ 非常用給水袋・給水タンク
□ アルファ米 □ 乾パン
□ パン缶 □ インスタントラーメン
□ 缶詰 □ レトルト食品
□ スープ □ 味噌汁 □ 塩
□ ビスケット □ キャンディ
□ チョコレート

●衣類
□ 上着 □ 下着 □ 靴下

●生活用品
□ タオル □ バスタオル
□ 毛布 □ 雨具 □ ラップ
□ アルミホイル
□ 皿（紙・ステンレス）
□ スプーン □ フォーク
□ わりばし
□ コップ（紙・ステンレスなど）
□ 卓上コンロ □ ガスボンベ
□ 固形燃料 □ 鍋 □ やかん
□ 石鹸 □ 簡易トイレ※1
□ 歯ブラシ・歯磨き粉・洗口液
□ ドライシャンプー
□ トイレットペーパー
□ ティッシュペーパー
□ ウエットティッシュ
□ マスク □ アルコール消毒薬
□ 懐中電灯 □ 予備電池
□ 携帯電話の充電器・モバイルバッテリー
□ 安全ピン
□ 新聞紙（保温・火種などに）
□ 使い捨てカイロ

●その他
□ ブルーシート
□ キャリーカート（給水所から給水袋や給水タンクを運ぶ際に使用）
□ 布製ガムテープ（荷物の整理・止血・ガラス等の補修）

※1　簡易トイレには排便処理セットを含む。　※2　災害の「備え」チェックリスト（首相官邸HP）より抜粋
避難後に少し余裕がでてから安全を確認して自宅へ戻り持ち出したり、自宅で避難生活を送るうえで必要なもので、救援物資が届くまで1週間程度、自足するつもりで備えましょう。
ふだんから食べなれた常温保存が可能な食品を、少し多めに買い置きし、非常時に役立てましょう。
ローリングストック法で買い置きをすると、ふだんから食べなれた食品を「非常食」にすることができます。

7　緊急連絡カード

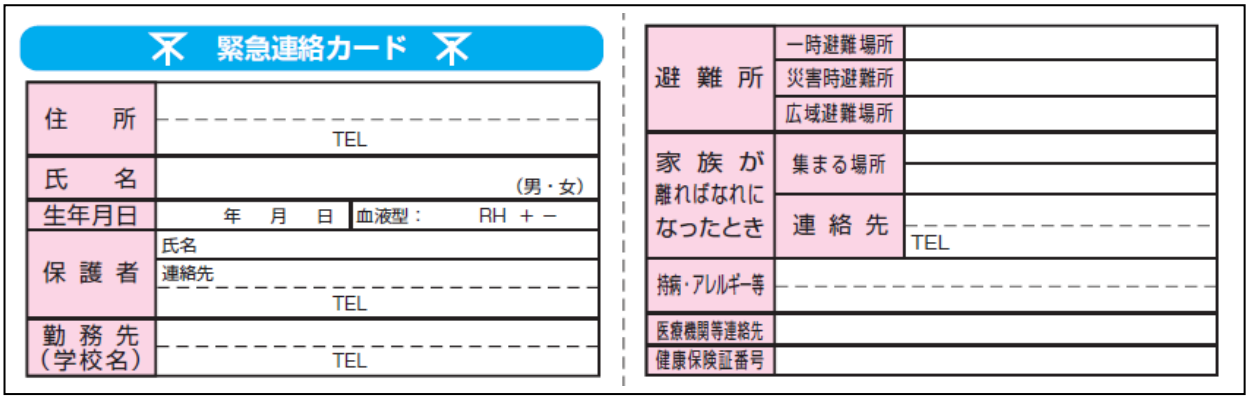

緊急連絡カード			
住　所	TEL		
氏　名	（男・女）		
生年月日	年　月　日	血液型：　RH ＋ －	
保護者	氏名		
	連絡先 TEL		
勤務先（学校名）	TEL		

避難所	一時避難場所	
	災害時避難所	
	広域避難場所	
家族が離ればなれになったとき	集まる場所	
	連絡先	TEL
持病・アレルギー等		
医療機関等連絡先		
健康保険証番号		

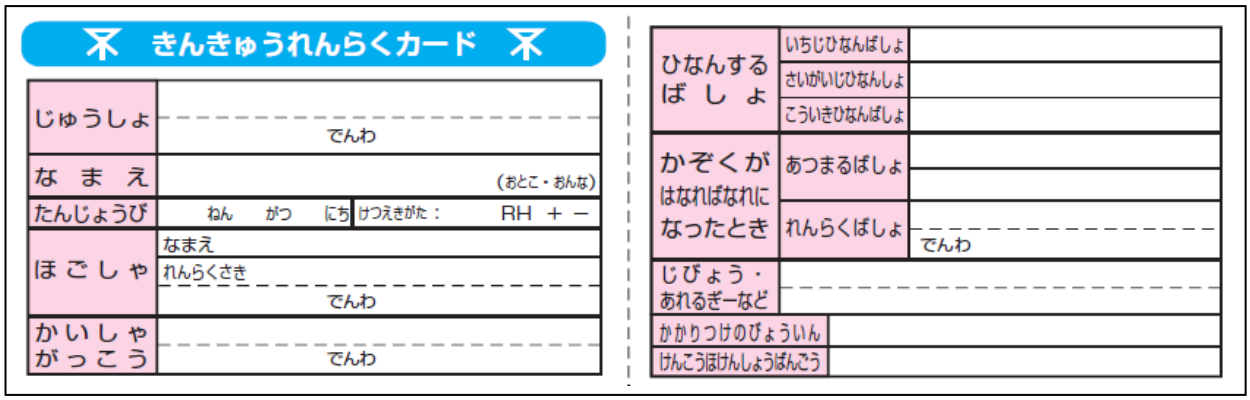

きんきゅうれんらくカード			
じゅうしょ	でんわ		
なまえ	（おとこ・おんな）		
たんじょうび	ねん　がつ　にち	けつえきがた：　RH ＋ －	
ほごしゃ	なまえ		
	れんらくさき でんわ		
かいしゃがっこう	でんわ		

ひなんするばしょ	いちじひなんばしょ	
	さいがいじひなんしょ	
	こういきひなんばしょ	
かぞくがはなればなれになったとき	あつまるばしょ	
	れんらくばしょ	でんわ
じびょう・あれるぎーなど		
かかりつけのびょういん		
けんこうほけんしょうばんごう		

●家族で集まる場所など、決めたことは緊急連絡カードに記入して、いつも携帯しましょう

８　わが家の防災マップ

わが家の防災マップをつくろう

家の付近を実際に歩いてみて、危険な場所や避難所・避難場所（小・中学校、公園など）と避難経路を確認します。避難経路は１つでなく、通行できない場合に備えて複数決めておきましょう。それらをイラストなどで簡単にあらわした「わが家の防災マップ」を作成しましょう。

※お近くの避難所がわからない場合は、大阪市のホームページで確認していただくか、区役所にお問い合わせください。

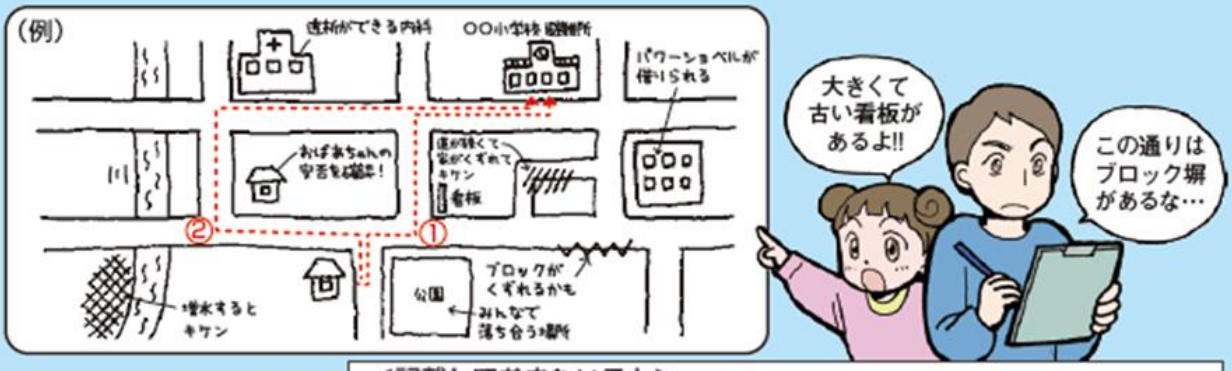

わが家の防災マップ

<記載しておきたいこと>
・家族の集合場所　・避難所　・避難経路　・地震や台風のとき危険になりそうな場所

９　耐震診断問診表

耐震診断問診表

問診 1　建てたのはいつ頃ですか？

評点 ☐

項　目	評点
建てたのは1981年6月以降	1
建てたのは1981年5月以前	0
よく分からない	0

説 明　1981年6月に建築基準法が改正され、耐震基準が強化されました。
1995年阪神淡路大震災において、1981年以降建てられた建物の被害が少なかったことが報告されています。

以前
1981年5月
1981年6月
以降

問診 2　いままでに大きな災害に見舞われたことはありますか？

評点 ☐

項　目	評点
大きな災害に見舞われたことがない	1
床下浸水・床上浸水・火災・車の突入事故・大地震・崖上隣地の崩落などの災害に遭遇した	0
よく分からない	0

説 明　ご自宅が長い風雪のなかで、床下浸水・床上浸水・火災・車の突入事故・大地震・崖上隣地の崩落などの災害に遭遇し、わずかな修復だけで耐えてきたとしたならば、外見では分からないダメージを蓄積している可能性があります。この場合専門家による詳しい調査が必要です。

問診 3　増築について

評点 ☐

項　目	評点
増築していない。または、建築確認など必要な手続きをして増築を行った。	1
必要な手続きを省略して増築し、または増築を2回以上繰り返している。増築時、壁や柱を一部撤去するなどした	0
よく分からない	0

説 明　一般的に新築してから15年以上経過すれば増築を行う事例が多いのが事実ですが、その増築時、既存部の適切な補修・改修、増築部との接合をきちんと行っているかどうかがポイントです。

問診 4　傷み具合や補修・改修について

評点 ☐

項　目	評点
傷んだところは無い。または、傷んだところはその都度補修している。健全であると思う	1
老朽化している。腐ったり白蟻の被害など不都合が発生している	0
よく分からない	0

説 明　お住いになっている経験から、建物全体を見渡して判断して下さい。屋根の棟・軒先が波打っている、柱や床が傾いている、建具の建付けが悪くなったら老朽化と判断します。また、土台をドライバー等の器具で突いてみて「ガサガサ」となっていれば腐ったり白蟻の被害にあっています。とくに建物の北側と風呂場廻りは念入りに調べましょう。白蟻は、梅雨時に羽蟻が集団で飛び立ったかどうかも判断材料になります。

問診 5 建物の平面はどのような形ですか？（1階の平面形状に着目します）

評点 ☐

項　目	評点
どちらかというと長方形に近い平面	1
どちらかというとLの字・Tの字など複雑な平面	0
よく分からない	0

説明 整形な建物は欠点が少なく、地震に対して建物が強い形であることはよく知られています。反対に不整形な建物は地震に比較的弱い形です。そこでまず、ご自宅の1階平面形が大まかに見て、長方形もしくは長方形と見なせるか、L字型・コの字型等複雑な平面になっているかのか選びとって下さい。現実の建物は凸凹が多く判断に迷うところですが　ア）約91cm（3尺）以下の凸凹は無視しましょう。
イ）出窓・突出したバルコニー・柱付物干しバルコニーなどは無視します。

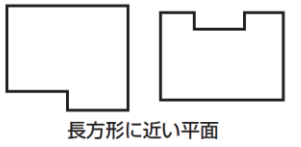

長方形に近い平面

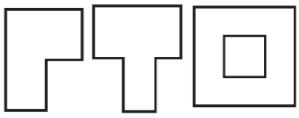

複雑な平面

問診 6 大きな吹き抜けがありますか？（1辺の長さが4.0m以上かどうかに着目します）

評点 ☐

項　目	評点
一辺が4m以上の大きな吹抜はない	1
一辺が4m以上の大きな吹抜がある	0
よく分からない	0

説明 外見は形の整っている建物でも大きな吹抜があると、地震時に建物をゆがめる恐れがあります。ここでいう大きな吹抜とは一辺が4m（2間）をこえる吹抜をいいます。これより小さな吹抜はないものと扱います。

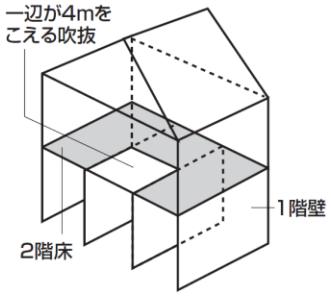

問診 7 1階と2階の壁面が一致しますか？

（ご自宅が枠組壁工法の木造（ツーバイフォー工法）なら、ここの評点1とします。）

評点 ☐

項　目	評点
2階外壁の直下に1階の内壁または外壁があるまたは、平屋建である	1
2階外壁の直下に1階の内壁または外壁がない	0
よく分からない	0

説明 2階の壁面と1階の壁面が一致していれば、2階の地震力はスムーズに1階壁に流れます。2階壁面の直下に1階壁面がなければ、床を介して2階の地震力が1階壁に流れることとなり、床面に大きな負荷がかかります。大地震時には床から壊れる恐れがあります。枠組壁工法の木造（ツーバイフォー工法）は床の耐力が大きいため、2階壁面の直下に1階壁面がなくても、評点1とします。

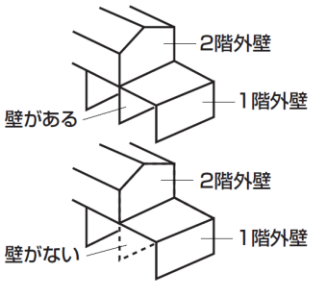

問診 8 壁の配置はバランスがとれていますか？（1階部分の外壁に着目します）

評点 ☐

項　目	評点
1階外壁の東西南北どの面にも壁がある	1
1階外壁の東西南北各面の内、壁が全くない面がある	0
よく分からない	0

説明 壁の配置が片寄っていると、同じ木造住宅の中でも壁の多い部分は揺れが小さく、壁の少ない部分は揺れが大きくなります。そして揺れの大きい部分から先に壊れていきます。ここでいう壁とは約91cm（3尺）以上の幅を持つ壁です。せまい幅の壁はここでは壁とみなしません。

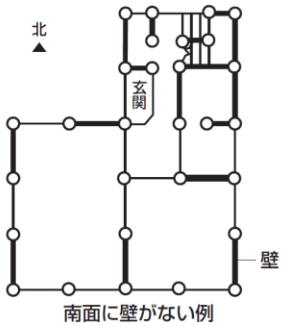

南面に壁がない例

問診 9 屋根葺材と壁の多さは？

評点

項　目	評点
瓦など比較的重い屋根葺材であるが、 1階に壁が多い。 または、スレート・鉄板葺・銅板葺など比較的 軽い屋根葺材である	1
和瓦・洋瓦など比較的重い屋根葺材で、 1階に壁が少ない	0
よく分からない	0

説明 瓦は優れた屋根葺材のひとつです。しかし、やや重いため採用する建物ではそれに応じた耐力が必要です。耐力の大きさは概ね壁の多さに比例しますので、ご自宅は壁が多い方かどうか判断して下さい。

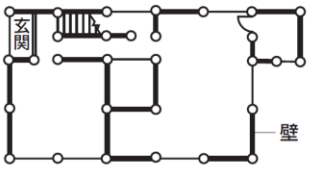

1階に壁が多い例

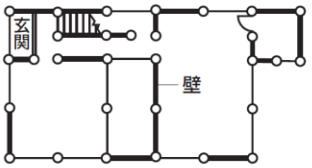

1階に壁が少ない例
（縦方向の壁が少ない）

問診 10 どのような基礎ですか？

評点

項　目	評点
鉄筋コンクリートの布（ぬの）基礎または ベタ基礎・杭基礎	1
その他の基礎	0
よく分からない	0

説明 鉄筋コンクリートによる布基礎・ベタ基礎・杭基礎のような堅固な基礎は、その他の基礎と比べて同じ地盤に建っていても、また同じ地震に遭遇しても丈夫です。改めてご自宅の基礎の種別を見直して下さい。

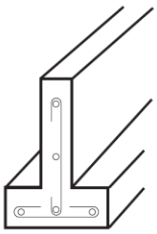
鉄筋コンクリート
布基礎の代表例

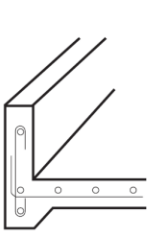
鉄筋コンクリート
ベタ基礎の代表例

判定 問診1～10の評点を合計します

評点合計

評点の合計	判定・今後の対策
10点	ひとまず安心ですが、念のため専門家に診てもらいましょう
8～9点	専門家に診てもらいましょう
7点以下	心配ですので、早めに専門家に診てもらいましょう

※ご注意）
この診断では地盤については考慮していませんので、ご自宅が立地している地盤の影響については専門家におたずねください。

10　避難所生活の心得

災害時避難所では、大勢の人と共同生活を送ることになります。
プライバシーの確保が難しいなど、不自由なことがたくさんありますが、
互いに協力しあい、譲り合うことが大切です。

周りの方への心配りをしましょう

みんな、つらい思いをしています。お互いを思いやり、困っている人がいたら助けるなど、協力し合いましょう。

水が出ない

断水が生じた場合は、飲料水が災害時避難所で配られます。また、応急給水の拠点も開設されます。水を運ぶためのポリタンクやバケツを準備しておきましょう。
運ぶことが困難な人もいますので協力しましょう。

食べ物は

災害用のアルファ化米やビスケット、流通事業者からの弁当・パンなどが災害時避難所で配られます。
避難所で生活していない場合も食料が必要な場合は、取りに行きましょう。取りに行くのが困難な人たちもいますので助け合いましょう。

生活関連物資

毛布などの生活必需品は、住家に被害を受けて日常生活が困難になった人に災害時避難所で支給されます。
避難所で生活していない場合も必要に応じて取りに行きましょう。

生活のルールや役割分担を決めましょう

地域防災リーダーや自主防災組織のメンバーなどの皆さんが中心となって避難所運営委員会を開き、生活のルールや役割分担を決めましょう。

ペットも家族

いざという時のために、「非常持出品」の中にペット用品も用意しておき、事前に避難場所の確認をしましょう。
詳しくは、大阪市ホームページ「ペットのための防災対策」をご覧ください。

病気やケガをしたときは

避難所などに、救護所が設置されます。病気やケガをしたときは、救護所を利用しましょう。

＜救護所の役割＞
傷病に対する応急手当
近隣の医療施設との連携など

食中毒や感染症を防ぐ

災害後は衛生環境が悪化し、食中毒や感染症が発生しやすい状況になります。配られた食料はできるだけ早く食べましょう。食事をするときや調理をするときは手洗いを十分に行いましょう。また、断水の場合は、消毒液などを利用して手をきれいにしましょう。

生活のルールや役割を守りましょう

避難所運営委員会で決めたルールや役割をみんなで守り、“自分たちのことは自分たちで”を基本に協力して生活しましょう。

こころのケアが大切

災害の被害や避難所生活などで誰もがこころにダメージを受けストレスを抱えます。規則正しい睡眠や食事などを心がけ、日常生活を取り戻すことが心の傷を和らげます。
不安な場合は救護所などで早めに相談しましょう。

多様なニーズへの配慮を

高齢者、障がい者、男女のニーズの違いなど多様な視点に配慮しましょう。また、女性専用の物干し場や更衣室、授乳室の設置など、女性や子育て家庭のニーズへの配慮が必要です。

11　災害時協力事業所・店舗制度

災害時地域協力貢献事業所・店舗等登録制度とは…

災害発生時に事業所・店舗等が持つ資源を活用し、地域のために貢献いただく災害ボランティア登録制度です。

東住吉区災害時地域協力貢献事業所・店舗等登録制度要綱

（目的）

第１条　地震・風水害等の大規模災害時において、地域住民及び行政機関等に協力し、地域貢献を行う意思を有する東住吉区内に所在する事業所・店舗等を事前に登録することにより、地域における災害応急対策や復興等の活動の円滑な実施に資することを目的とする。

（協力内容及び期間）

第２条　登録事業所・店舗等（以下「事業所等」という。）は、災害時において自らの事業所等の安全が確保できた後、所在する地域等において次の協力を行う。

(1) 労務、技術の提供

(2) 食料品、飲料水、日用品等物資の提供

(3) 駐車場、倉庫、客室、オープンスペース等の施設の開放

(4) 資機材等の提供

(5) その他災害対策に必要な協力、支援

２　前項の協力期間は、災害発生後の一時的な期間とし、事業所等の本来業務に支障をきたさない期間とする。

３　事業所等は第１項の協力が円滑に実施できるよう、平常時から事業所等の所在する地域の自主防災組織等（以下「自主防災組織」という。）との連携に努めるものとする。

（登録手続き）

第３条　登録しようとする事業所等は、東住吉区災害時地域協力貢献事業所・店舗等登　録制度登録申請書（様式第１号）を東住吉区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

２　区長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは事業所等として登録するとともに、当該事業所等に登録証を交付するものとする。

（登録内容の変更）

第４条　事業所等は登録内容に変更が生じた場合又は登録を取消したい場合は、東住吉区災害時地域協力貢献事業所・店舗等登録制度登録内容変更・取消届（様式第２号）により区長に届けるものとする。

（登録の削除）

第５条　区長は、事業所等が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録から削除することができる。

⑴ 事業所等から取消しの届け出があったとき

⑵ 東住吉区内に事業所等が存在しなくなったとき

⑶ その他区長が事業所等として協力することができないと認めるとき

２　登録から削除された事業所等は、すみやかに登録証を区長に返還するものとする。

（登録期間）

第６条　事業所等の登録期間は、登録した日から前条の規定により削除されるまでとする。

（登録情報の取扱い）

第７条　登録された情報は、東住吉区役所及び東住吉消防署、自主防災組織で共有し、目的の範囲で活用するものとする。

（登録事業所等の公表）

第８条　区長は、事業所等の名称、所在地、協力内容を区ホームページ等で公表するものとする。ただし、公表を希望しない事業所等については、この限りではない。

（災害時協力体制）

第９条　事業所等は、災害により被害が発生し、又は被害拡大のおそれがある場合には、自らの判断により地域住民や自主防災組織と連携し、協力活動を実施するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、区長及び自主防災組織は、事業所等の協力が必要な場合に事業所等に対し協力を要請することができるものとし、事業所等は、事業所等の安全が確保され、本来業務に支障がない場合に協力するものとする。

（費用負担）

第１０条　事業所等の協力活動にかかる一切の経費については、事業所等の負担とする。事業所等が提供する資機材等の物件の破損等についても同様とする。

（秘密の保持）

第１１条　事業所等は、協力を通じて知り得た個人等の秘密を漏らしてはならない。登録から削除された後も同様とする。

（その他）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成 24 月 11 月 29 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 29 年 1 月 4 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

12　関連資料

●大阪市地域防災計画

共通編・対策編

http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011958.html

資料編

http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000042642.html

●大阪市地域防災アクションプラン

http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000327775.html

●大阪市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）

http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000058401.html

●自主防災活動ガイドライン

http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000035308.html

●避難所開設・運営ガイドライン

https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000474277.html

●市民防災マニュアル

http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000011873.html

●水害ハザードマップ東住吉区版

http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000300898.html

●大阪防災アプリ（大阪市防災アプリ）

https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000345020.html

もしもの為に、今始めよう
大阪防災アプリ
osaka bousai
ダウンロードして大阪市を選択
大阪市防災アプリ
こうれいしゃとうひなん
高齢者等避難
危険な場所から高齢者等は避難
大阪防災シグナル
大阪市⇔府市町村
簡単に切り替え
受け取りたい市町村の
プッシュ通知を
受け取れる
ますます便利に！
切り替え可能
Osaka City
Disaster Prevention app

～より使いやすくリニューアル～

使ってみよう！ 大阪市防災アプリ

わかりやすくお知らせ

防災シグナル

避難所情報・避難所開設情報・気象情報・台風情報・国民保護情報・地震情報・津波情報が発令されると、色の変化とトップ画面でお知らせします。
トップ画面は危険度によって色が変化します。

迫る危険をお知らせ

プッシュ通知

大阪市からのお知らせや防災情報をアプリからプッシュ通知でお知らせします。
受け取る通知は設定することができます。

いざ備えよう

備蓄品

家族構成に合わせた 1 週間分の備蓄品が確認できます。
備蓄品リストの共有や、買い物チェックリストの作成、備蓄品の詳細を確認することができます。

日ごろから使える

雨雲レーダー

気象庁の雨量情報および、台風情報をリアルタイムで表示します。
60 分前から 15 時間先までの未来の降水分布予測を、連続的に表示して閲覧することができます。

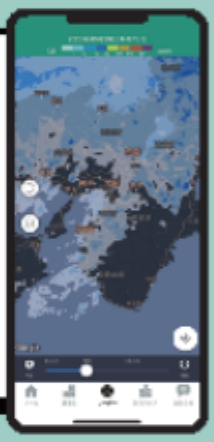

日頃から確認しよう

防災マップ

大雨等による浸水想定区域等のハザードマップ、開設している避難所一覧、避難所までのルートなどを確認できます。
また、新たに緊急一時避難施設を確認できるマップが追加されました。

みんなが使いやすい

多言語対応

多くの人にご利用頂けるよう「日本語」「やさしい日本語」「英語」「中国語（簡体語・繁体語）」「韓国語」に対応しております。

お問い合わせ先

大阪市危機管理室

TEL：06-6208-7388
FAX：06-6202-3776

大阪防災アプリ

大阪防災 App Store からダウンロード Google Play で手に入れよう

東住吉区地域防災計画

東住吉区役所区民企画課

【改訂履歴】
平成 25 年３月 「東住吉区防災便利帳」を作成
平成 28 年２月 「東住吉区地域防災計画」に全面改定
令和５年 11 月 一部改定
令和７年８月 一部改定
令和８年９月 一部改定